

行政処分の厳格化は自己管理が必要だ ～「信頼からの撤退」に対する考察⑥～

この8月1日から、自動車運送事業者の悪質違反に対する行政処分が厳格化されます。これは、国土交通省が、運転者の酒気帯び運転や過労運転による重大事故や、運転者が酒気帯び運転を行っていたことを事業者が黙認しているなど極めて悪質な事案が後を絶たないことを踏まえ、重大事故や悪質違反の防止、悪質事業者の改善、さらには悪質事業者の市場からの排除を検討した結果、法令遵守の徹底及び輸送の安全を図るため、行政処分を厳格化していく、ということです。

措置としては、営業所単体の事業停止というもので、悪質違反というのは、酒酔い・酒気帯び・過労・薬物等使用・無免許・無資格・救護義務違反及び最高速度違反などとなっています。

～政策の甘さのツケが…しかし、それだけではない～

内容を見ると、プロドライバーとして、やってはいけないものの最低の部分であり、十分に承知している内容だと思えます。

過労運転というのは、本人が過労でないと思っても、もし事故が起きた場合、過度の超勤が発生していれば、これは過労運転、と判断されてしまう可能性があります。

現在自動車部は、合理化の挟間で、人員不足に伴い超勤が多く発生しています。仕事を頼む方も頼まれる方も、自己管理をしっかり行い、過度にならないようにしていかなければなりません。抜本的に人が足りないのは市の政策の甘さで、対応を図るのが当然ですが、そればかりでなく、個人でも自己管理をしていくことが必要です。

～プロとしての意識が信頼を呼ぶ～

あと、飲酒については、もう耳にタコが出来るくらい聞かされてきたでしょう。しかし、夏はお酒のおいしい季節ですので、念には念を入れての自己管理が必要です。

アルコールの事前検知で出ないないようにすればいい、という考えであるなら、そういう考えであるならいつか出る、と思っていた方が良くと思います。

アルコール摂取というのは個人で大きく差があります。友人と同じ量を飲んでいても、友人は残らないが、自分は残る、という場合があります。あくまで自分の飲酒慣習を把握し、どこまでなら翌日絶対に残らないという確証を持って、自己管理をしていくことが必要です。

乗客は信頼をして乗車しているので、例え事前検知に引っ掛からなくても、多少でもアルコールが残った状態で乗務をするということは、信頼に対する裏切りであるのです。それは検知では分からないのですから、自分にしか分かりません。出勤時点で少しでもアルコールが残っているようなら、それはプロとして失格なのです。お酒は好きだが残ってしまう、というなら、どんなに好きでも勤務前日は控える、それが信頼に対する答えなのです。これは厳格化された自動車だけではなく、地下鉄乗務員にも当てはまることであり、あくまで自分で自己管理をすることが必要です。

乗務員一人ひとりが、プロとしての意識を持つことが、市民の信頼を得る、こういうこともあるのです。
(つづく)